

## 鈴鹿市市民祭開催支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鈴鹿市補助金等交付規則（平成29年鈴鹿市規則第39号。以下「規則」という。）及び鈴鹿市補助金等交付要綱（平成29年鈴鹿市告示第97号）に定めるもののほか、鈴鹿市市民祭開催支援補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「市民祭」とは、観光客の誘致促進に寄与するとともに、市民による地域の賑わいを創出し、地域資源や産業の活性化を図るための祭として原則年1回開催するもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地域および対象を限定せず、広く市内外からの誘客を目的としたもの。
- (2) 市外に本市に関する情報を発信し、市民と市外の者の交流の機会を提供するもの。
- (3) 市内経済の活性化に対する効果が期待できるもの。
- (4) 市民および市民活動団体や企業等多様な構成員によって組織された、市民の創意ある行動と自律した運営を行う観光イベント実行委員会（第3条において「実行委員会」という。）が主催するもの。
- (5) 宗教及び政治活動に関係しないもの。
- (6) 概ね平成以降に始まった新しいもの。
- (7) 鈴鹿市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員の関与がないもの。
- (8) 営利を目的としないもの。ただし、そのイベントの目的達成のため有効な場合に限り、営利を目的とする事業を附帯することができる。
- (9) 直近の3年間で連続して3万人の動員があったもの（ただし、雨天等中止の年度は除く。）。
- (10) スポーツイベントでないもの。

(補助対象団体)

第3条 市民祭開催支援補助金の補助対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、実行委員会とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、補助対象団体が、市内において当該年度

に自ら実施し、又は実施しようとしている市民祭とする。ただし、国、県及び市から本要領以外の補助、助成等の資金援助を受けている事業又は受ける予定の事業を除く。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、第2条に規定する市民祭の実施に直接要する経費とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

(1) 食糧費のうち懇親会に係る経費

(2) 証拠書類により補助対象団体が支払ったことを確認することができない経費

(補助金の算定方法)

第6条 補助金の額は、前条の経費(税抜き)の合計額に2分の1を乗じた額とする。ただし、200万円を上限とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 同一補助対象団体に対する補助金は、1年度につき1回限りとする。

(選定委員会)

第7条 当該補助金の審査を行うため、鈴鹿市市民祭開催支援補助金選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

2 選定委員会の委員は、危機管理部長、政策経営部長、地域振興部長、文化スポーツ部長、産業振興部長をもって充てる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。